

入間東部地区消防組合・入間東部地区衛生組合の統合について

1. 入間東部地区衛生組合の概要

(1) 設立の目的

- ①廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び浄化槽法に基づき、富士見市、ふじみ野市及び三芳町から発生するし尿及び浄化槽汚泥の収集、運搬及び処理を行うため。
- ②富士見市、ふじみ野市及び三芳町の住民が火葬及び葬儀を行うため。

(2) 沿革

- ・昭和40年4月 組合設立
- ・平成13年5月 火葬場及び斎場の設置及び管理に関する事務を追加現在に至る

2. 入間東部地区衛生組合解散の背景

(1) 環境の変化

し尿等の処理量は、公共下水道の整備により昭和60年度の約60,000klから、約6分の1の約10,000klとなっており減少している。さらに、し尿処理施設については老朽化に伴い、将来にわたり安定した処理を行うため、新たな施設の建設工事を進めている。

この施設の更新を契機に、構成市町を同じくする消防組合との統合によって、効率的かつ効果的に組合を運営していくことが求められている。

3. 入間東部地区消防組合との統合

(1) 目的

富士見市、ふじみ野市、三芳町で構成する一部事務組合（消防組合と衛生組合）について、組合の効率的な運営を図る。

(2) 効果

消防組合、衛生組合の重複する事務や事務所を一本化することにより合理化が図れ、効率的かつ効果的な組合運営を行うことができる。

(3) 統合の手法

事務上の手続きの観点及び統合後の所在地や住民の認知度から衛生組合を解散し、消防組合と統合する。

(4) 議決事項

- ・ 入間東部地区衛生組合の解散及び同組合の解散に伴う財産処分について
- ・ 入間東部地区衛生組合の規約の変更について
- ・ 入間東部地区消防組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について

(5) 名称

入間東部地区事務組合

長年使用している「入間東部」は定着しており、できるだけ簡潔な名称との判断で事務組合を選定した。なお、消防本部の名称は、消防組織法の規定に基づき組合条例で定め、市民へ混乱が生じないような名称を検討していく。

(6) 衛生組合の事務承継について

衛生組合の事務については、統合後の事務組合が事務を承継する。

(7) 衛生組合の財産の取扱い

衛生組合の財産については、統合後の事務組合が承継する。

入間東部地区衛生組合の解散及び財産処分スケジュール

- 平成29年 9月 9月議会定例会へ議案を提案
- ・ 入間東部地区衛生組合の解散及び財産処分について
- 平成29年10月
- ・ 埼玉県知事へ衛生組合解散の届出
- 平成30年 3月
- ・ 衛生組合の解散及び財産処分
- 平成30年 4月
- ・ 統合後の新組合に事務及び財産を承継